

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 8 管理年度（令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間をいう。）における漁業法第 16 条第 1 項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第 4 項の規定に基づき公表する。

令和 8 年 7 月 1 日

神奈川県知事 黒岩祐治

第一 くろまぐろ（小型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

56.7 トン

- 2 知事管理区分に配分する数量等

都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち 4.8 トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4 月から 6 月まで）	1.0 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7 月から 9 月まで）	1.2 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10 月から 12 月まで）	6.8 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1 月から 3 月まで）	6.3 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4 月から 6 月まで）	13.3 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（7 月から 9 月まで）	0.0 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（10 月から 12 月まで）	16.9 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（1 月から 3 月まで）	6.4 トン

第二 くろまぐろ（大型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

36.0 トン

- 2 知事管理区分に配分する数量

都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち 3.0 トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業	25.1 トン
神奈川県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	7.9 トン